2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　変更後における特定容器等の安全設計に関する説明書
二　変更後における特定容器等を使用することにより使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に関する説明書
3　法第四十三条の二十六の二第三項の承認は、当該承認に係る特定容器等の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。
4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
（型式証明に係る変更の届出）
第四十三条の二の四　特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者は、第四十三条の二の二第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。
（特定容器等型式証明通知書等の交付）
第四十三条の二の五　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。
一　法第四十三条の二十六の二第一項の規定による型式証明を行った場合　特定容器等型式証明通知書
二　法第四十三条の二十六の二第三項の規定による承認を行った場合　特定容器等型式証明変更承認通知書
三　法第四十三条の二十六の二第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合　特定容器等型式証明取消通知書
（型式証明番号等の告示）
第四十三条の二の六　原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。
一　型式証明の番号
二　特定容器等の種類
三　特定容器等の名称及び型式
四　特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件
五　特定容器等の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2　原子力規制委員会は、法第四十三条の二十六の二第三項の変更が第四十三条の二の二第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。
3　原子力規制委員会は、第四十三条の二の四の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。
（型式指定の申請の範囲）
第四十三条の二の七　法第四十三条の二十六の三第一項の規定による型式設計特定容器等の型式についての指定（以下「型式指定」という。）の申請は、型式設計特定容器等を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定容器等を購入する契約を締結している者（外国において本邦に輸出される型式設計特定容器等を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定容器等を購入する契約を締結している者であって当該型式設計特定容器等を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。）が、製作、販売又は使用（以下「製作等」という。）をする型式設計特定容器等について行うものとする。
（型式指定の申請）
第四十三条の二の八　型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　主たる製造工場の名称及び所在地
三　型式設計特定容器等の名称及び型式
四　型式設計特定容器等の型式証明の番号
五　型式設計特定容器等の設計の概要
六　型式設計特定容器等の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項
イ　品質保証の実施に係る組織
ロ　品質保証活動の計画
ハ　品質保証活動の実施
ニ　品質保証活動の評価
ホ　品質保証活動の改善
七　申請に係る型式設計特定容器等の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項
イ　品質保証の実施に係る組織
ロ　品質保証活動の計画
ハ　品質保証活動の実施
ニ　品質保証活動の評価
ホ　品質保証活動の改善
八　型式設計特定容器等を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該型式設計特定容器等を使用することができる使用済燃料貯蔵施設の範囲又は条件
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書
二　使用済燃料の臨界防止に関する説明書
三　放射線の遮蔽に関する説明書
四　使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書
五　使用済燃料等の除熱に関する説明書
六　火災及び爆発の防止に関する説明書
七　耐震性に関する説明書
八　耐圧強度及び耐食性に関する説明書
九　当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書
十　第四十三条の二の七の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
十一　申請に係る型式設計特定容器等の特定容器等型式証明通知書又は特定容器等型式証明変更承認通知書の写し
3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。
（型式指定の変更の承認）
第四十三条の二の九　型式指定を受けた型式設計特定容器等の製造者等（以下「指定製造者等」という。）は、前条第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　変更の内容
三　変更の理由
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書
二　使用済燃料の臨界防止に関する説明書
三　放射線の遮蔽に関する説明書
四　使用済燃料等の閉じ込めに関する説明書
五　使用済燃料等の除熱に関する説明書
六　火災及び爆発の防止に関する説明書
七　耐震性に関する説明書
八　耐圧強度及び耐食性に関する説明書
九　当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書
十　第四十三条の二の七の購入契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
十一　申請に係る型式設計特定容器等の特定容器等型式証明通知書又は特定容器等型式証明変更承認通知書の写し
3　第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定容器等の型式が、その指定を受けた型式設計特定容器等の型式と同一と認められる場合に行う。
4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。